

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○平成七年宮城県告示第千四十三号（公害防止条例施行規則に基づく騒音規制の適用基準別地域指定）の一部改正	（環境対策課）	一
○平成七年宮城県告示第千四十四号（公害防止条例施行規則に基づく振動規制の適用基準別地域指定）の一部改正	（同）	二
○形質変更時要届出区域の指定	（同）	二
○生活保護法による医療機関の指定	（社会福祉課）	四
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	（同）	四
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	（同）	四
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	（同）	四
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	（同）	七
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	（同）	八
○生活保護法による施術者の指定	（同）	八
○平成十九年宮城県告示第百三十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正	（農林水産経営支援課）	八
○飼料試験結果の公表	（畜産課）	一〇
○道路の区域変更	（道路課）	一一
○道路の供用開始	（同）	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件）	（契約課）	一二
○証票の無効		一六
選挙管理委員会		

人事委員会

○人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則
一七

○人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則
一七

告 示

○宮城県告示第百三十八号

平成七年宮城県告示第千四十三号（公害防止条例施行規則に基づく騒音規制の適用基準別地域指定）の一部を次のように改正し、平成二十五年六月二十一日から施行し、同年五月十七日から適用する。

その関係図面は、利府町役場、塩釜保健所及び宮城県庁（環境生活部環境対策課）に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号宮城県利府町の項を次のように改める。

宮城県利府町

加瀬字新河原十五番地の二、三十番地から三十二番地まで、三十三番地の一、五十四番地の二、五十四番地の二、五十七番地から五十九番地まで

加瀬字新藤倉六十番地の一、六十一番地の一、六十二番地、六十三番地の一、六十四番地の一、六十五番地の一、六十六番地の一、六十七番地の一、六十八番地の

一、六十九番地の一、七十番地の一、七十一番地の一、七十二番地の一、七十三番

地の二、七十四番地の二、七十五番地の二、七十六番地の二、七十七番地の二、七

十八番地の二、七十九番地の二、八十番地の二、八十一番地の二、八十二番地の二、

八十三番地の二、八十四番地の二、八十五番地の二、八十六番地の二、八十七番地の二、

八十八番地の二、八十九番地の三、九十一番地、九十二番地の二、九十五番地、九

十七番地の二、九十八番地の二、九十九番地の二、百一番地の二

加瀬字新赤堰五十一番地の二、五十二番地の二、五十三番地の二、五十四番地の

一、五十六番地の二、五十八番地の二、五十九番地の二、六十番地の二、六十一番

地の二、六十二番地の二、六十三番地の二、六十四番地の二、六十五番地の二、六

十六番地の二、六十七番地の二、六十八番地の二、六十九番地の二、七十番地の二、

七十一番地

加瀬字新赤糶田一番地の一、三番地の一、七番地、九番地から十三番地まで、十五番地の一、十六番地、十七番地、十八番地の一、十九番地の一、二十一番地の一、二十二番地の一、二十四番地の一、二十六番地、二十七番地の一、二十九番地の一、三十一番地の一、三十三番地の一、三十五番地の一、三十八番地の一、四十番地の一、四十二番地の一、四十三番地、四十四番地の一、四十六番地の一

加瀬字新大友一番地の一、三番地の一、三番地の一、四番地の一、五番地の一、五番地の一、六番地の一、八番地の一、九番地の一、十番地の一、十一番地の一、十四番地の一、十五番地の一、十六番地、十六番地の一、十七番地の一、百四十五番地の一

○宮城県告示第五百三十九号

平成七年宮城県告示第四十四号（公害防止条例施行規則に基づく振動規制の適用基準別地域指定）の一部を次のように改正し、平成二十五年六月二十一日から施行し、同年五月十七日から適用する。

その関係図面は、利府町役場、塩釜保健所及び宮城県庁（環境生活部環境対策課）に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県利府町の項を次のように改める。

宮城県利府町 加瀬字新河原十五番地の一、三十番地から三十二番地まで、三十三番地の一、五十四番地の一、五十四番地の一、五十七番地から五十九番地まで

加瀬字新藤倉六十番地の一、六十一番地の一、六十二番地、六十三番地の一、六十四番地の一、六十五番地の一、六十六番地の一、六十七番地の一、六十八番地の一、六十九番地の一、七十番地の一、七十二番地の一、七十三番地の一、七十四番地の一、七十五番地の一、七十六番地の一、七十七番地の一、七十八番地の一、七十九番地の一、八十番地の一、八十一番地の一、八十二番地の一、八十三番地の一、八十四番地の一、八十五番地の一、八十六番地、八十七番地の一、八十八番地の一、八十九番地の一、九十一番地、九十二番地の一、九十五番地、九十七番地の一、九十八番地の一、九十九番地の一、百一番地の一

加瀬字新赤糶五十一番地の一、五十二番地の一、五十三番地の一、五十四番地の一、五十六番地の一、五十八番地の一、五十九番地の一、六十番地の一、六十一番地の一、六十二番地の一、六十三番地の一、六十四番地の一、六十五番地の一、六十六番地の一、六十七番地の一、六十八番地の一、六十九番地の一、七十番地の一、七十二番地の一、七十三番地の一、七十四番地の一、七十五番地の一、七十六番地の一、七十七番地の一、七十八番地の一、七十九番地の一、八十番地の一、八十一番地の一、八十二番地の一、八十三番地の一、八十四番地の一、八十五番地の一、八十六番地、八十七番地の一、八十八番地の一、八十九番地の一、九十一番地、九十二番地の一、九十五番地、九十七番地の一、九十八番地の一、九十九番地の一、百一番地の一

十六番地の一、六十七番地の一、六十八番地の一、六十九番地の一、七十番地の一、七十一番地

加瀬字新赤糶田一番地の一、三番地の一、七番地、九番地から十三番地まで、十五番地の一、十六番地、十七番地、十八番地の一、十九番地の一、二十一番地の一、二十二番地の一、二十四番地の一、二十六番地、二十七番地の一、二十九番地の一、三十一番地の一、三十三番地の一、三十五番地の一、三十八番地の一、四十番地の一、四十二番地の一、四十三番地、四十四番地の一、四十六番地の一

加瀬字新大友一番地の一、三番地の一、三番地の一、四番地の一、五番地の一、五番地の一、六番地の一、八番地の一、九番地の一、十番地の一、十一番地の一、十四番地の一、十五番地の一、十六番地、十六番地の一、十七番地の一、百四十五番地の一

○宮城県告示第五百四十号

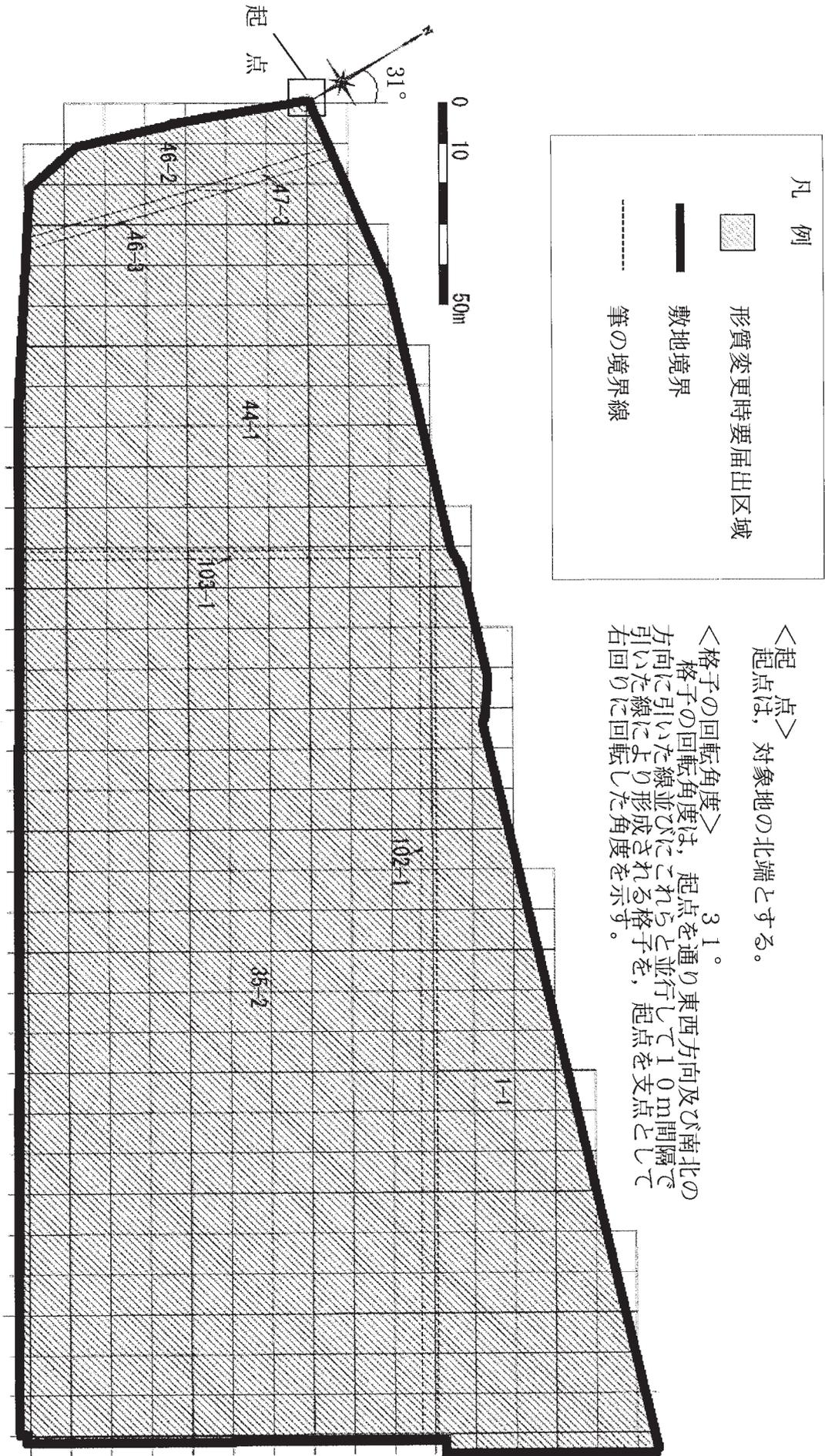
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

岩沼市下野郷字新藤倉根一番一、三十五番二、四十四番一、四十六番二、四十六番三、四十七番三、百二番一及び百三番一とし、次の図のとおりとする。



二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準及び土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第四項第九号から第十一号までの該当性

形質変更時要届出区域の一部については、土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する。

○宮城県告示第五百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
トータル・デンタル・クリニック	黒川郡大和町吉田字北谷地十八（七十六一八）	平成二十五年四月一日
鈴木歯科	石巻市駅前北通り一―十四―二十九ダル セーニョ志番館二階	平成二十五年六月一日
石巻デンタルクリニック	石巻市蛇田字新大塚九十五	平成二十五年五月一日

○宮城県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 前	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	社団法人宮城県薬剤師会 師会会宮女川薬局	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五十一	

変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
一般社団法人宮城県薬剤師会 会宮女川薬局	医療法人清芳会 佐藤内科医院	石巻市蛇田字新金沼百七十	石巻市西平四丁目百四	平成二十五年四月一日
一六		石巻市蛇田字五軒屋敷四十六―一	石巻市西平一丁目四―一	平成二十五年五月十一日

○宮城県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
トータル・デンタル・クリニック	黒川郡大和町吉田字北谷地十八（七十六一八）	平成二十四年十月一日
登米市立米谷病院訪問看護ステーション	登米市東和町米谷字元町二百	平成二十五年三月三十一日
村上歯科医院	白石市東小路百九	平成二十五年四月十二日

○宮城県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問看護

二 訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ゆうファミリークリニック	宮城県利府町利府字新館二一五	医療法人慈裕会 ゆうファミ リクリニック	宮城県利府町利府字新館二一五	平成二十五年四月一日

三 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ゆうファミリークリニック	宮城県利府町利府字新館二一五	医療法人慈裕会 ゆうファミ リクリニック	宮城県利府町利府字新館二一五	平成二十五年四月一日
仁明会訪問リハビリステーション やもと	東松島市矢本字大林二番二	医療法人社団仁明会	石巻市山下町一丁目七番二十四号	平成二十五年五月一日

四 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ゆうファミリークリニック	宮城県利府町利府字新館二一五	医療法人慈裕会 ゆうファミ リクリニック	宮城県利府町利府字新館二一五	平成二十五年四月一日
トミザワ薬局美田園店	名取市美田園七丁目十八一ニ	株式会社トミザワ薬局	仙台市太白区泉崎一三三二一十五	平成二十五年二月一日

五 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
大錦デイサービス	登米市迫町佐沼字錦百八十五番地	合同会社サーパス	登米市南方町原五番地	平成二十五年一月一日
デイサービスセンターエビス倶楽部 部玉川	塩竈市玉川三一八一六	株式会社横津 デイサービス センターエビス倶楽部玉 川	塩竈市玉川三一八一六	平成二十五年一月一日
デイサービス接骨木洪江	遠田郡涌谷町字洪江十七番地一	合同会社エターナル	遠田郡涌谷町涌谷字新見龍寺前百三番地一	平成二十五年五月一日
有限会社太陽デイサービスセンタ ー	柴田郡大河原町字新桜町四番地四	有限会社太陽デイサービス センター	柴田郡大河原町字新桜町四番地五	平成二十五年四月一日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
--------	---------	--------	---------	-------

六 居宅介護支援事業

特別養護老人ホーム唐桑園	気仙沼市唐桑町只越三百四十六番七	社会福祉法人憲心会	気仙沼市唐桑町只越三百四十六番十七	平成二十五年六月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
社会福祉法人憲心会居宅介護支援事業所 福祉館	気仙沼市唐桑町只越三百四十六番七	社会福祉法人憲心会	気仙沼市唐桑町只越三百四十六番十七	平成二十五年四月十七日
居宅介護支援センターなでしこ	岩沼市小川字莊司四番地	特定非営利活動法人なでしこ	岩沼市本町八番六号	平成二十五年四月一日
恵泉会とよま介護支援センター	登米市登米町寺池馬場坪七百七十七	社会福祉法人恵泉会	登米市迫町佐沼字江合三丁目十六番地二	平成二十五年五月一日

七 介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム唐桑園	気仙沼市唐桑町只越三百四十六番七	社会福祉法人憲心会	気仙沼市唐桑町只越三百四十六番十七	平成二十五年六月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

八 介護予防訪問リハビリテーション

仁明会訪問リハビリステーション やもと	東松島市矢本字大林二番二	医療法人社団仁明会	石巻市山下町一丁目七番二十四号	平成二十五年五月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

九 介護予防居宅療養管理指導

トミザワ薬局美田園店	名取市美田園七丁目十八ー二	株式会社トミザワ薬局	仙台市太白区泉崎一ー三二ー十五	平成二十五年二月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

十 介護予防通所介護

デイサービスセンターエビス倶楽部 部玉川	塩竈市玉川三ー八ー六	株式会社横津 デイサービスセンターエビス倶楽部玉川	塩竈市玉川三ー八ー六	平成二十五年一月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

デイサービスあゆみ苑	塩竈市香津町十二番十七号	社会福祉法人あゆみ会	宮城県塩竈市花立町一番十六号	平成二十五年二月一日
大錦デイサービス	登米市迫町佐沼字錦百八十五番地	合同会社サーパス	登米市南方町原五番地	平成二十五年一月一日

十一 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム唐桑園	気仙沼市唐桑町只越三百四十六番七	社会福祉法人憲心会	気仙沼市唐桑町只越三百四十六番十七	平成二十五年六月一日

○宮城県告示第五百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
セントケア石巻あけぼの	石巻市蛇田字五軒屋敷二十三番地一	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十二号	平成二十五年五月十一日
新	石巻市茜平二丁目一番地七	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十二号	平成二十五年五月十一日
旧	石巻市蛇田字五軒屋敷二十三番地一	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十二号	平成二十五年五月十一日
新	石巻市茜平二丁目一番地七	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十二号	平成二十五年五月十一日
旧	石巻市蛇田字五軒屋敷二十三番地一	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十二号	平成二十五年五月十一日
新	塩竈市字伊保石三十番地一	社会福祉法人大和福壽会	塩竈市字伊保石二十番地一	平成二十五年四月一日
旧	塩竈市字伊保石二十番地一	社会福祉法人大和福壽会	塩竈市字伊保石二十番地一	平成二十五年四月一日
新	塩竈市字伊保石二十番地一	社会福祉法人大和福壽会	塩竈市字伊保石二十番地一	平成二十五年四月一日
旧	塩竈市字伊保石二十番地一	社会福祉法人大和福壽会	塩竈市字伊保石二十番地一	平成二十五年四月一日

区 域	区 分
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻市東部支所の地 区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数10トン未満の漁船によりランゾ網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
	3. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりランゾ網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
	4. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して行う漁業
	5. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	6. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業
	7. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用して行う漁業
	8. 総トン数20トン未満の漁船によりすくい網を使用して行う漁業
	9. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から8に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
	10. 小型定置漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻地区支所の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
	3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
	4. 小型定置漁業
	5. 大型定置漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻湾支所の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
	3. 小型定置漁業

や

区 域	区 分
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻市東部支所の地 区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数10トン未満の漁船によりランゾ網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
	3. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりランゾ網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
	4. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して行う漁業
	5. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	6. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業
	7. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用して行う漁業
	8. 総トン数20トン未満の漁船によりすくい網を使用して行う漁業
	9. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から8に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
	10. 小型定置漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻地区支所の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
	3. 総トン数20トン未満の漁船によりどうを使用しておこなふことを目的とする漁業
	4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
	5. 小型定置漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻湾支所の地区)	6. 大型定置漁業
	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻湾支所の地区)	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業

こ

3. 小型定置漁業

改める。

○宮城県告示第五百四十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十四年十月から平成二十五年三月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査

平成24年10月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年	試験項目	違反の有無及び違反の内容
塩釜水産飼料株式会社 塩釜市	同左	魚粉	60%フアイッシュミール	H2410	重金属—鉛、水銀、カドミウム	無
株式会社船井塩釜工場 塩釜市	同左	魚粉	60%イナホフアイッシュミール	H2410	重金属—鉛、水銀、カドミウム	無

安全性に関する検査

平成25年 2月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社福田商会 仙台市	同左	圧片大麦	飼料用外国産大麦加熱皮つき圧片	H252	動物性飼料—動物由来たん白質	無
菅原三郎 金成TMRセンター 栗原市	同左	牛飼育用混合飼料	TMR元気な子牛	H252	動物性飼料—動物由来たん白質	無
キリソビール株式会社 仙台工場 仙台市	同左	乳・肉牛用混合飼料	モルトレージ（390kg袋）	H252	動物性飼料—動物由来たん白質	無

有限会社エロジー・ プロダクツ 仙台市	同左	肉牛用食品残渣発酵 飼料	LパンA	H252	動物性飼料-動物由来たん白質	無
三和油脂株式会社仙 台工場 大郷町	同左	米ぬか油かす	脱脂糠	H252	重 金 属-鉛、水銀、カドミウム 動物性飼料-動物由来たん白質	無
株式会社東北水産理 化学研究所 塩釜市	同左	リン・カルシウム混 合飼料	ニューマイックスA	H252	重 金 属-鉛、水銀、カドミウム 動物性飼料-動物由来たん白質	無
バイオファインド株式 会社東北工場 大郷町	同左	ピタミン・ミネラル 入り混合飼料	テューリーサプリメントS	H249	動物性飼料-動物由来たん白質	無
スロローズ・エンター プライズ株式会社東 北工場 大郷町	同左	ピタミン・ミネラル 入り混合飼料	CPサプリメント	H251	重 金 属-鉛、水銀、カドミウム 動物性飼料-動物由来たん白質	無
フジタ製薬株式会社 松島工場	ナリーン株式 会社東北工場 大郷町	混合飼料	MMミックス-10000E	H252	動物性飼料-動物由来たん白質	無
ナリーン株式会社 大郷町	同左	かき殻粉末	オイスターM	H252	重 金 属-鉛、水銀、カドミウム 動物性飼料-動物由来たん白質	無
		ミネラル入り混合飼 料	マゲコールS	H252	動物性飼料-動物由来たん白質	無

安全性に関する検査
平成25年3月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物 の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 年 (輸入月)	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
株式会社富士飼料角 田TMRセンター 角田市	同左	乳牛用混合飼料	富士TMR	H253	重 金 属-鉛、水銀、カドミウム	無
財団法人蔵王酪農セ ンターエコーナ ーTMRセンター 蔵王町	同左	牛用飼育用混合飼料 肉牛飼育用混合飼料	ニューチャージ(乳茶飼) TMR子牛育成用大胃造	H2412 H252	動物性飼料-動物由来たん白質 重 金 属-鉛、水銀、カドミウム	無 無

栄養成分に関する検査
平成24年10月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容			
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	りん %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペクシ ン消化 率 %	T D N %		M E kcal/ kg	その他 の検査	
塩釜水産飼料株式会 社 塩釜市	同左	60%イナホフイッ シユニール	H24.10	65.7	10.3												無
株式会社稲井塩釜工 場 塩釜市	同左	60%イナホフイッ シユニール	H24.10	63.0	9.9												無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「◎」を付けている。

○宮城県告示第五百五十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新田米山線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
登米市迫町新田字畑中二六番三地先から 同市迫町新田字対馬五七番一地先まで	七・六 二四・六	八・七 三二・八	八六〇・〇	八六〇・〇

○宮城県告示第五百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
県道	寄井蔵王線	柴田郡村田町大字沼田字松木橋五八番一地先から 同郡同町大字沼田字横山一番一地先まで	平成二十五年 六月二十一日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 複合環境試験装置 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十六年三月二十日(木)

- 4 納入場所 宮城県産業技術総合センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条に基づき、機械器具設置工業業に関し、建設業許可を受けていること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五）へ平成二十五年七月十日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 佐々木 直美 電話〇二二二二二二一三三三三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十五年七月十日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年七月八日(月)から平成二十五年七月十七日(水)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年七月十七日(水)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
 入札期間 平成二十五年七月二十三日(火)午前九時から平成二十五年七月三十一日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十五年七月三十一日(水)午後五時
 ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出する。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十五年八月一日(木)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Compound environmental testing system-1 set

2 Deadline for Delivery : Thursday, March 20, 2014

3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government

4 Deadline for Bid : Wednesday, July 31, 2013, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1, Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 高分子材料コンパウンド装置 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十六年二月二十八日(金)

4 納入場所 宮城県産業技術総合センター

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十五年七月十日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 直美 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十五年七月十日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年七月八日（月）から平成二十五年七月十七日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年七月十七日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十五年七月二十三日（火）午前九時から平成二十五年七月三十一日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十五年七月三十一日（水）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十五年八月一日（木）午前十時十分 宮城県庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Polymer compounder - 1 set

2 Deadline for Delivery : Friday, February 28, 2014

3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government

4 Deadline for Bid : Wednesday, July 31, 2013, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1, Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

980-8570 Japan TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十五年六月十三日以降無効とする。

平成二十五年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

記

証 票 番 号

第三号の〇〇七

人 事 委 員 会

人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則八一五―三十三

人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第八条の四中「第七十七条第一項」を「第七十七条」に、「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則八一六―三十二

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第六条の四中「第七十七条第一項」を「第七十七条」に、「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。